

平成18年4月施行された障害者自立支援法は、何度か改正を繰り返し、良くなってきていると思うが、市として、この法律をどう考えるか。

(回答)

障害者自立支援法が始まり、H18年4月1日から、障害福祉サービス利用における利用者負担が1割負担となり、所得に応じた利用者負担上限月額が4段階で設定されている。障害福祉サービスでは、身体、知的、精神の三障害を一元化することで、障害種別に関わらずにサービスが利用できる仕組みとなっており、制度としては合理的で、新たな展開に入ってきているものと考えている。国では、障害程度区分を障害種別に応じた特性を反映するよう抜本的に見直すとしており、また、障害程度区分により、退所せざるを得ないことにならないよう、一人ひとりに適切な支援ができるような制度と仕組みを見直すことなどを障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針としている。今後、行政を巻き込み力を合わせる必要があると思っている。

障害者自立支援法は地域生活に重点を置いたものとなっており、親の高齢化や親亡き後の子ども達の将来が不安だ。

(回答)

むつ市内にある知的に障害がある方の入所施設（しもきた療育園、陽幸園）については、H23年度末日までに、障害者自立支援法に基づく新事業体系へ移行することとなる。

生活については、障害のある方は20才から障害基礎年金を受給することができ、障害基礎年金が1級に該当する方は、年額で99万円余り、2級の方は79万円余りを受給しているかと思う。

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの利用者負担は1割となっているが、施設入所利用の方に対しては、個別減免による利用者負担額の軽減、また、実費負担となる食費や光熱水費に対する補足給付費の支給で、障害年金2級を受給している方でも、手元に少なくとも25,000円が残るような仕組みとなっていることから、施設入所の方については、生活面については心配は無いものと考えます。

在宅生活をする方については、周囲のサポートは欠かせない。市としては、現在陽幸園、ハートランドさくらに相談支援事業を委託実施していることから、皆さん方には、生活や障害福祉サービス利用などの相談があったら、相談支援事業所の相談員に相談するなど、事業を利用しながら、不安の解消に努めていただきたい。

障害児の学童保育（なかよし会）のあり方等についての行政の考え方は。

(回答)

現在の状況は、小学校の支援学級利用の児童等6名が入会しているが、申込み時や日常の活動においても学校側と連絡を取り合って事業を実施している。また、障害児に対する障害福祉における施策では、家族の就労支援及び一時的な休息を目的とした日中一時支援事業として、「日帰り短期入所事業」を実施している。

「日帰り短期入所事業」は、はまゆり学園、すまいる、となみ療護園、ふれあいの郷「田屋」で委託事業として、受入体制が整い実施している。

「日帰り短期入所事業」の問題点として、利用の仕方は、学校が終わったあとの利用が大半で、学校から事業所への送迎を市は実施していないことから、事業を使いたい送迎ができないとの意見を承っている。また、むつ養護学校通学児童が養護学校で学童保育を実施して欲しいとの意見もある。

このことについては、しっかりと意見を聞き検討していく。

障害者自立支援協議会の組織構成とその具体的な活動内容は。

(回答)

市内の自立支援協議会の組織構成は、精神、知的、身体障害者施設、むつ総合病院、社会福祉協議会から代表して出ている。

精神障害者相談員2名、知的障害者相談員2名、身体障害者相談員2名、介護支援専門員1名、むつ市保健福祉部から、保健師1名及び介護福祉課長が加わり、合計9名で組織されている。

活動の内容については、昨年度、「障害福祉相談会」を実施した。

この相談会は今年も行う予定としている。

市の相談支援体制は、まだまだ希薄な部分があるので、昨年度の活動を基盤として、様々な苦しんでいる事例の相談を受け、市で取り組むための識見を深めることを積極的に進めていかなければならないと思っている。もっと強固な体制を作り上げなければならない。

皆様へ理解しやすい相談支援マニュアルやパンフレット等を作成することも必要であろうし、制度に関しては、担当部署の職員が直接出向き、詳しく説明する「出前講座」の活用をお願いしたい。

福祉の分野は、高い専門性が必要と考える。市の担当職員は、人事異動により替わることがあるが、市福祉職員の専門性について、市長の考えを聞きたい。

(回答)

支援センターが長期的な見通しとなっている現状では、福祉窓口に専門性を持たせるのも短期的具体策としての一つの手法であると思っている。しかしながら、現在、市の採用は、財政面の理由から、今年度で言えば、退職者50名程度に対し、春の採用者は、15名であった。このように、専門職員の採用が不可能な時代が続いている。

職員が異動した際には、そこで専門知識を高めていくことが必要であるが、10年、15年と同じ所属にいと、異動時には、使い物にならないことも懸念される。つまり、入れ替えによって組織全体が活性化していく良い点もある。

保健福祉部では、より専門性を高めるために研修も行っており、専門性を高める努力を続けさせる。

現在、相談事業として「陽幸園」と「ハートランドさくら」に委託を行っている。

相談内容によっては、保健師が対応することとなっている。

また、臨時職員の身分ではあるが、看護師、手話通訳者等の専門知識を有する職員も配置している。

先ほどのお話しのとおり、例えば、（横浜市のように）区役所へ行かなくても、病院へ行って、横の連携が取れることは、非常に理想だと思う。医師会等との連携を図り、ワンストップのサービスができるよう職員一丸となりスキルアップするよう努力していかなければならないと思っている。

障害のある方たちにも「老人憩の家」のような集える場所があったらと思うが、市長の考えをお聞きしたい。

(回答)

「老人憩の家」や、海老川コミュニティセンターも含め、大いに利用いただきたい。

「老人憩の家」の条例では、「市長が特に必要と認め、公益上その他特別な理由があると認めるときは、60歳未満の方が利用する場合でも使用料を免除できる。」と規定されているので、利用の際は、担当課へ相談していただきたい。

集える場所に関しては、中心市街地の活性化という形で、大湊地区、田名部地区の空き店舗の利用方法も探ってみる必要がある。

商店会や商工会議所との協議、調整等が必要であると思われるのが、市単独で進めるには無理があるので、本日、お集まりの3施設のご父兄方の力もお借りして、全体で取り組む枠組みを作っていかなければならないと考えている。

むつ市役所の新庁舎が9月に出来るとのことだが、内部構造等障害のある人達にも配慮がなされているのか。

(回答)

新庁舎は9月24日から業務開始予定となる。新庁舎は平屋ですべてバリアフリーとなっているが、非常に広いため、距離的なバリアフリーを今後考えていかなければならない。玄関を入ると、保健福祉部、市民課が一番近い場所へのレイアウトとなっている。(図面資料配付)

駐車場も皆さんに迷惑をかけないように、2か所の入口の一番近場に、車イス用のスペースも確保し、内部障害者及び妊娠している方、ケガ等で移動の難しい方のサイン(案内板)を駐車場に設置する。

JRバスも日に往復8本、庁舎構内まで入る。

トイレに関しては、4か所に障害者用トイレを設け、そのうち、2か所についてはオストメイト対応型となる。

また、個人情報等、相談の内容によっては、相談室も設けているので、そちらで話しを伺うことになる。

9月1日に記念式典が行われるが、それ以降、内覧会の予定もあるので、一緒に、ご覧いただきたい。

在宅医療、老人福祉施設、地域医療機関等の利用の際に、スムーズな対応ができるようなシステムの充実を願いたい。

(回答)

市長就任後、大畑診療所に関して毎日大変悩み苦しんだ。

かつて、病院であったが、合併前には診療所へ移行し、医者が不在の状況になったため、むつ病院から医者を派遣していたが、平成19年5月に地元出身の医者を在住させた。

診療所にした理由は、まず一つは、不良債務いわゆる赤字の額が25億円と巨額であったため、このままではつぶれる状況であったが、何とか存続していかなければならないという思いと、赤字を返還していかなければならないという2本立てで考え、地元の意見も聞きながら、現在、診療所・小規模老健として存続させている。

小規模老健は、29床ある。リハビリを受けて、自宅に帰れるような状況になるまでの間利用することができ、ベッド数も当初は19床であったが、実際は稼働していなかったため、それを何とか稼働するように、医療法人の方へお願いをして、医療ベッド10床、小規模介護29床で稼働しており、それなりに頑張った結果であると思うので、評価をしていただきたい。

医師不足の中で、病院を維持していくことは、非常に苦しんだが、医師会長の協力

もあり存続している。第一に、医者を守っていただきたい。皆さんで支え合ってもらいたい。

医者も過重労働であると、医者離れになるので、しっかりと見極めながら、ベッド数の水準を下げないよう確保し、4月から現在の形となっている。

川内診療所も現在は医師が3名いるが、過重労働から、医師離れにならように見極めて、診療所として稼働していきたいと思っている。

川内診療所の場合は、20床、診療所になってからは19床となったが、大体、入院患者の8割の方が緊急性の高い入院患者ではなく、非常に長期の方である。

19床ある、この方々を医者が診るには、負担が非常に大きいため、特別養護老人ホームの待機者との調整を図り、待機者数を減らす施策を考えていかなければならない。ところが、施設を建設すると待機者数は、減り、ご家族の介護の負担も減るが、介護保険料が跳ね上がることになってくる。介護保険料を上げることも、なかなか、市民の皆さんに理解してもらえない部分があり、私自身も大きな悩みで、心が揺れる。様々な部分で、医療、介護、そして、障害者の方々の意見を伺いながら総合的に検討していく。

「むつ市のうまいは日本一」と言っているが、これから、目指せ「むつ市の介護は日本一」、「むつ市の障害者の方々に対する施策は日本一」を目標として、取り組んでいきたいと思っている。

障害者区分認定に当たっては、今後、聞き取り項目が増える予定となっているが、データだけの審査ではなく、目での確認や入所施設の記録なども参考としていただきたい。

(回答)

機械的なコンピューターの判定だけではなく、家族、本人から聞き取りをして、判定にぶれがないように対応させる。

判定する側のスキルアップをするための研修も深めてもらうことを十分配慮して、取り組む。

この制度は、信頼性を高めることが一番なので、認定審査会委員の方々には研鑽を積んでいただく。